

# 練馬区大泉町六丁目町会 会則

## 第一章 総則

(名称)

第一条 本会は大泉町六丁目町会と称し、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第二条 本会は会員相互の親睦及び共通の福祉の充実を図り、もって地域に寄与することを目的とする。

## 第二章 事業

(事業)

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と文化教養を高める事項。
- (2) 防災・防犯・交通安全に関する事項。
- (3) 会員の保健衛生に関する事項。
- (4) 公共物の維持および環境保全に関する事項。
- (5) 婦人活動及び青少年(子供会)の育成に関する事項。
- (6) 行事・祭典・および慶弔に関する事項。

## 第三章 会員および役員

(会の構成)

第四条 本会は練馬区大泉町六丁目に居住する世帯、または事業所で、会の目的に賛同する者をもって構成する。(正会員)  
正会員の他、特別会員を認める。

(役員)

第五条 本会は次の役員をおく。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計  | 若干名 |